

赤坂台小学校いじめ防止対策基本方針

1. いじめに対する基本認識

すべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1)いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2)いじめられた子どもの立場に立ち、できる限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3)いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4)保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2. 未然防止に向けて

学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1)子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2)道徳・特別活動等を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3)学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーやSSW等を活用する。
- (4)教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5)常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6)子ども理解、発達課題等の障害などに関する教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7)地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8)授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9)子どもがストレスを感じた場合は、自分でストレスが発散できるように日々の教育活動で指導していく。

3. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1)子どものいじめを疑う。(例:いじめ対応チェックリスト等)
- (2)子どもの声に耳を傾ける。(例:いじめアンケート調査、個別面談等)
- (3)子どもの行動を注視する。(例:いじめ対応チェックリスト、ネットいじめ防止プログラム等)
- (4)保護者と情報を共有する。(例:連絡帳、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (5)地域と日常的に連携する。(例:地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

4. 早期解決に向けて

いじめ問題が発生したときには、いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解決をめざす。

- ・学級担任が抱え込むことがないように、学校全体で組織的に対応する。
- ・校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- ・法を犯す行為に対しては、早期に警察などに相談して協力を求める。

(1)問題行動の報告

- ①担任は、いじめを発見したとき、その日のうちに当該児童から状況を聞き取る。
- ②担任は管理職・生徒指導主任・学年主任に概略を報告する。

(2)事実整理と対応方策

- ③報告から早急に会議を開き方針を決め、活動をする。

(3)当該児童保護者へ対応

- ④決められた方針をもとに解決へ向けて対応する。

- ⑤理由はあっても「いじめは許されない」という立場を守る。
- ⑥いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかり理解させ、反省、謝罪をさせる。
- ⑦被害児童の保護者へ事象内容を伝え、指導の経過を説明する。
- ⑧加害児童の保護者へ事象内容を伝え、家庭での指導について説明する。

(4) 事後指導

- ⑨指導後、すぐに改善が見られないときは、別途具体的方針をたてる。
- ⑩解決とみられても適宜、保護者と連絡をとり学校の様子を伝え、家で変わった様子はないか確認する。

＊いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5. いじめアンケート調査の実施

1学期、2学期、3学期に計3回以上、いじめアンケート調査を実施する。またいじめ問題が生じたときには必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6. いじめ対策委員会の設置及び研修の実施

(1) 定期的な点検として、問題の予防・調査・解決が必要とされる児童を毎月1回の児童伝達会議であげ、校内での情報共有を行う。

(2) 問題が生じたときは、本委員会を随時開催する。構成は、校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、当該児童担任および学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターとする。

また、必要に応じて心理や福祉の専門家、校区民生児童委員、SSW、SC、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家を招聘し、対応を協議する。

(3) いじめ問題への対応として「いじめ」をテーマにした校内研修も実施する。

(4) 重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告し、本委員会が調査機関として、事実確認など徹底した調査につとめ、調査結果も教育委員会に迅速に報告する。

7. ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールやブログ等を悪用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいとため、ネットいじめ防止プログラムを開催し、ネット上トラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに南堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

8. いじめ防止対策における留意事項

(1) 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。また背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断すること。

(2) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。

(3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。

(4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。(傍観者への対応)

(5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対して、それらの行為もいじめに加担する行為であることを理解させること。(観衆への対応)

(6) 学校は、いじめの有無を評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるようにする。

(7)日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を行う。

9.「重大事態への対処」について

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えていたとしても重大事態が発生したものと捉え、報告・調査等にあたる。児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。